

不用になつたテレビはリサイクルへ！

●不法投棄は

犯

罪

です

6ページでお知らせしたとおり、地上テレビ放送は7月24日(日)にアナログ放送からデジタル放送に完全移行します。

デジタル放送化に伴ってたくさんアナログ放送用のテレビが使われなくなりますが、不用となったテレビは、「家電リサイクル法」によりリサイクルすることになっています。

不用テレビは家電販売店や収集運搬事業所に引き取りを依頼するなどリサイクルしていますので、資源として有効に活用しましょう。

市は、テレビの収集などは行いませんのでご注意ください。